

## 資料

### カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法の紹介

庄司順一・阿部優美子

わが国においては国会における「児童虐待防止法」の制定への動きに関連して、虐待への通告制度のあり方について、関心が高まっている。アメリカ合衆国は子ども虐待に対する通告制度の整った国として知られているが、中でもカリフォルニア州ではすでに1963年に「子ども虐待通告法」が制定されている。最近、カリフォルニア州の子ども虐待・ネグレクト通告法に関する小冊子が配布されたが、これは通告法のあり方を考えるうえで示唆に富むものと考えられるので、その一部を翻訳、紹介したい。

ここで紹介するのは、カリフォルニア州社会サービス局子ども虐待予防室で作成した「カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法 - 保健関係者のための論点と回答 - 」(1997)である(The California Child Abuse & Neglect Reporting Law: Issues and Answers for Health Practitioners, State Department of Social Services, Office of Child Abuse Prevention, 1997)。

その内容は次ページの目次に示されているが、全体で28ページの小冊子である。保健関係者とは、医師、看護婦、心理士、ソーシャルワーカーなどをさしている。

以下に訳出したのは、本冊子のうち、目次に示した「はじめに」と「通告法」の部分である。これを訳出した目的は、カリフォルニア州の「通告法」の概要を紹介することである。アメリカの法制度はわが国のそれとは大きく異なっているので、この「通告法」も翻訳すること自体かなりむずかしいし、ましてそのまま「輸入」できるものではない。とはいえ、この小冊子には「通告」の具体的あり方や意味などが詳細に記述されているので、「通告制度」について考えるうえで参考になる点も少なくないと考えられる。ここに記述されたことの中で、通告義務を負う人の職種が非常に具体的に記されていること、免責の規定、必要とされている通告を怠ったときの罰則、通告義務のある人が通告しようとするとき上司はそれを妨げてはならないこと、通告にもとづいて調査した結果を通告者にフィードバックすることなどは、とくに興味深い論点といえよう。

カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法<sup>\*</sup>  
- 保健関係者のための論点と回答 -

目次

はじめに

通告法

なぜ

何を

誰が

いつ

誰に対して

免責

その他の保護

信頼性

フィードバック

判定

環境

親の手がかり

身体的徴候

行動的徴候

アセスメントのガイドライン

言葉が話せる子どものアセスメント

言葉が話せない子どものアセスメント

家族のアセスメント

間違った申し立てのアセスメント

治療の主要な課題

秘密保持

虐待に対処するセラピストの反応

役に立つ介入

役に立つ介入

よく聞かれる質問

虐待であることを話す私は誰か？

ミスをしたらどうなるのか？

虐待としつけの線引きは何か？

過去に起きた虐待はどうなるのか？

裁判所で何を証言するのか？

何歳の子どもが最も高いリスクにある  
のか？

性的行為をする未成年者に関する通告の

責任は何か？

聖職者は通告する義務があるのか？

アルコール中毒のプログラムは通告を免除  
されるのか？

匿名で通告できるか？

通告の後には何が起こるのか？

まとめと提言

付録

A 州内で報告された虐待件数

B 司法省の通告の書式のサンプル

C 虐待通告法 - 通告者の責任と雇用にあた  
っての文書のサンプル -

D 秘密保持に関する文書のサンプル

E コミュニティの社会資源のサンプル

F 州内そして全国の虐待防止関連機関

参考文献

---

<sup>\*</sup> The California Child Abuse & Neglect Reporting Law: Issues and Answers for Health Practitioners, State Department of Social Services, Office of Child Abuse Prevention, 1997

## はじめに

このハンドブックは、本来、メンタルヘルスの専門家に子ども虐待通告法（The Child Abuse Reporting Law）について理解してもらい、そして子ども虐待を通告する責任を意識してもらうために書かれたものである。しかしながら、その専門ゆえに子どもと接触を持つ保健関係者にとってもこの情報は有益であろう。法律によって、虐待を受けていることが疑われる子どもと、通告することが義務づけられている保健関係者やその他の関係者たちは「誰が通告するのか？」というタイトルの章で知ることができる。

虐待が疑われる子どもを通告することには困難がある。どのように親が反応するか、どんな結果になるか、その通告が子どもをより大きなリスクに陥れることになるか否かについて、絶えず不信の声が上がる。

通告することの困難さを最小限にする最も良い方法は、通告するという経験に対して十分に心構えをし、通告の要請と、通告することがひきおこすプロセスをほどほどに苦痛ではないものと感じられるようにすることである。

子ども虐待を通告する義務がある保健関係者はしばしば彼らの通告の責任を子どもと家族の最善の利益のために活用することができる。例えば、子どもを虐待する人たちはしばしば自制することができない。様々な理由から、彼らの内的なコントロールは有効ではない。それゆえ、彼らは、自分自身の抑制によりよく頼ることができるようになるまでは、できる限り多くの外部からのコントロールを必要とする。この通告法は、「（虐待的な）行動は受け入れられるものではなく、止めなくてはならない」と明確に表明することで、外部からのコントロールを設定しているのである。

メンタルヘルス分野の専門家にとって、通告することに関して最も頻繁に尋ねられる質問の一つは、「通告することが治療において形成されなければならないクライアントの信頼を断ち切ることにならないか？」ということであ

る。通告をしないことの方がクライアントとの信頼を断ち切る可能性が大きい。なぜなら、子どもを虐待しているクライアントは、行為や言葉で、助けが必要なことを表わしているのであるから。クライアントのニーズを認識できない、そして彼らを助けることを避けるセラピストを、クライアントはどうして信頼することができるだろうか？

虐待をするクライアントと共に活動することは大変な労力を要する。セラピストはしばしば決定をするのを助けるために「この子は家で安全に暮らせるか？」「家族は子どもを家に戻す準備ができていますか？」「虐待が再発する可能性はどの程度か？」といったことを考える。責任を共有した様々の専門職によるアプローチは、家族と継続したコンタクトを持っている他の専門家と協働してこれらのクライアントに対して活動するために、最も有効な方法であることがわかる。

## 通告法

カリフォルニア州で最初の子どもの虐待通告法が制定されたのは1963年であった。それらの初期の法律は医者だけに身体的虐待を通告するよう義務づけていた。

何年もの間に、非常に多くの改正がなされ、虐待の定義と通告することが求められる人達を拡大した。子ども虐待の通告のカテゴリーのための手続きも明確になってきている。

カリフォルニアでは、一定の専門家は、子ども虐待が生じているのを知ったり、虐待を受けている疑いのある子どもを通告するように要求されている。法律では要求されていないが、他の市民も通告してよい。

保健関係者や通告が義務づけられているその他の者は、法律の改正の最新版を知っておくことが重要である。あなたの地元の子どもの虐待防止委員会または子ども保護機関（資料を参照）に最新の通告法に関する情報がある。

### 1. なぜあなたは通告しなければならないか？

通告法の第一の目的は子どもを保護することである。虐待が確認された子どもを保護することは、その家にいるほかの子どもたちを保護する機会をもたらすことにもなる。親に援助を提供することも同じように重要である。親は直接援助を求めることができないかもしれないが、子ども虐待は家族の諸問題への注意を喚起しているのかもしれない。虐待の通告は、家庭内の環境の変化をもたらすための触媒となるかもしれないし、家庭内での虐待のリスクを低めることを助けるかもしれない。

## 2. 子ども虐待とは何か？

刑法（PC）では、子どもの虐待は、「他の人間によって子どもに加えられた、単なる偶然によるものではない身体的損傷」と定義されている。それはまた情緒的虐待、性的虐待、ネグレクト、あるいは家庭外のケアにおける虐待も含まれる。子ども虐待には、「未成年者同士のけんか」、限定された環境下での「警察官による合理的かつ必要な力の行使」、または子どもを深刻な傷害にあわせない、合理的で年齢相応の spanking（お尻たたき）は含まれない（P.C.11165.6、Welfare and Institutions Code [W&I] Section 300）。

カリフォルニア州の子ども虐待通告法は刑法の 11165 - 11174.5 にもとづく。以下は法律の部分的な記述である。義務づけられている通告者は、刑法に記述されている詳しい要請に精通しておかなくてはならない。

この法律では、被害者が子ども（18 歳以下）であり、加害者が誰であっても（子どもを含む）、以下のタイプの虐待に関して法律上義務づけられている通告者は通告しなくてはならない。

- a. 子どもに加えられた偶然ではない身体的損傷（P.C.11165.6）。
- b. 性的暴力と性的搾取の両者を含んだ性的虐待。性的暴力は、子どもとの性的行為、子どもの前での意図的な自慰行為、子どもへの乱暴を含む。性的搾取は、子どもが関係したポルノグラフィを準備したり、販売したり、配布したりすることや、わいせつな性的行為、子ども売買春を含む（P.C.11165.6）。
- c. 故意の残酷な行為または不当な罰

（P.C.11165.3）で、不当な身体的苦痛や精神的苦しみを加えたり、黙認すること、または子どもの人格や健康を危険にさらすことを含む。「精神的苦しみ」には通告する義務はない。しかし通告することが望まれる（P.C.11166 [b]）。

- d. 違法な体罰や傷。故意に加えられ、結果としてトラウマの状態をもたらした場合。
- e. ネグレクトは、「重度の」であろうと「中程度の」であろうと、加害者が子どもの福祉に責任を持つ人であるならば、通告されなくてはならない。それは、子どもの健康や福祉を害したり、害すると脅かしたりする行為や、怠慢を含める（P.C.11165.2）。
- f. 以上のタイプの虐待やネグレクトが家庭外のケアにおいて起こった場合（P.C.11165.5）。

## 3. 誰が通告するのか？

通告が法律的に義務づけられている人には「子どものケアの専門家」「保健関係者」「子ども保護機関の職員」そして「商業フィルム及び写真印刷業者」が含まれる。それらは以下の通り定義されている。

- a. 「子どものケアの専門家」は、教師、指導をする助手、教師の助手、または公立私立を問わず教師の補助員として採用されたもの、または刑法によって義務を課されたトレーニングを受けている公立の学校の格付けされた職員。行政官、子どもの福祉・サービスのスーパーバイザー、または公立私立にかかわらず、学校で資格を持って生徒に関わる仕事をしている人。公的または民間のデイ・キャンプの責任者、この条文によってトレーニングを受けることが義務づけられている公的または民間の青少年センター、青少年のためのレクリエーションプログラムそして青少年組織の責任者や職員。子どものケアの認可を得たコミュニティ・ケア施設や子どものデイケア施設の認可を得た人、責任者や職員。ヘッドスタートプログラムの教師。資格を持つ職員、あるいは資格を持つ評価者。公的扶助

ワーカー。里親、グループホームや居住者施設の全職員、子どものケア施設の職員、公立や私立の学校における虐待防止プログラムのソーシャルワーカー、子ども保護官、あるいは責任者やカウンセラーなどの人たちを含むが、これだけに限定されるのではない (P.C.11165.7)。

- b. 「保健関係者」とは、内科医や外科医、精神科医、心理学者、歯科医、レジデント、インターン、足の治療士、カイロプラクティックの治療士、資格を持った看護婦、歯科衛生士、検眼士、結婚・家族・子どものカウンセラー、資格を持った臨床ソーシャルワーカーあるいは Business and Professions 法の第 2 節 セクション 500 から始まる最近資格を与えられたその他の人たち、救急救命の技術者 または 、医療補助者、Health and Safety 法の第 2 節 5 セクション 1797 に準じた資格のある個人、Business and Professions 法のセクション 2913 に準じて登録されている心理学の助手、Business and Professions 法のセクション 4980.03 のサブセクションにおいて定義されている結婚・家族・子どものカウンセラーの訓練生、Business and Professions 法のセクション 4980.44 において登録されている資格をもたない結婚・家族・子どものカウンセラーのインターン、未成年の性病や他の状態を扱っている州または郡の公衆衛生の職員、検死官、または子どもを診察し、検査し、治療する宗教的な実践者 (P.C.11165.8)。
- c. 「子ども保護機関」は警察や郡保安官の部門、郡保護観察部門、郡福祉部局のことを意味する。学校区の警察や安全対策部門は子ども保護機関ではない (P.C.11165.9)。
- d. 「商業フィルムと写真印刷業者」は報酬を得て、写真のフィルムを現像し、ネガやスライド、プリントにした人を意味する。この用語は、そのような人の従業員も含む。公的機関のためにフィルムを現像し

たり、プリントにした人は含まない (P.C.11165.10)。

「商業フィルムと写真印刷業者」は 14 歳以下の子どもの性的な行為の描写は通告しなくてはならない。

#### 4 . いつ通告するか？

子ども虐待は「専門家としての能力から、あるいは職務上の視野から、ある子どもが虐待の被害者であることを知ったとき、あるいはその合理的な疑いを持ったとき」、法的に義務づけられた通告者は通告しなくてはならない (P.C.11166 [a])。 \*\*

「合理的な疑い」というのは、「常識的な人間が同様な立場に置かれたときに、これまでのトレーニング、経験からして、子ども虐待を疑うことが妥当であるという諸事実にもとづいて、そのような疑いが生じることに對して、それが客観的な判断として理に叶っている」という時にもたらされるのである (P.C.11166 [a])。言葉は長いが、この定義の意図は明確である。すなわち疑いをもったら通告せよ。

あなたはすぐに (實際上可能な限りはやく) 電話によって通告しなくてはならない。文書による通告は、事件に関する情報を受けて 36 時間以内に提出されなければならない (P.C.11166 [a])。文書は司法省の形式で提出されなくてはならない。それは、地域の子どもの保護機関 (警察または保安官部局、郡保護観察局、または郡の福祉部局) で請求できる (P.C.11168)。付録の B を参照。

#### 5 . 誰に対して通告するのか

その通告は「子ども保護機関」になされなくてはならない。子ども保護機関とは、郡福祉部局、または保護観察局、警察または保安部門のことである (P.C.11165.9, P.C.11166 [a])。例外は、商業フィルムと写真印刷業者で、彼らの通告先は司法権を持つ法執行機関に対して、となっている。

#### 6 . 免責

子ども虐待が疑われるケースを通告することを法的に義務づけられている人は、必要とされている通告をすることに対して刑事上または民事上の責任から免責される (P.C.11172 [a])。

虐待を通告することを法律によって義務づ

けられていない人は、その通告が間違っているのを知っていながら通告したり、またはそのできごとの真偽を気にかけずに無視して通告したのでない限りは免責される（P.C.11172 [a]）。

#### 7．通告義務を有する人の保護

スーパーバイザーや管理者は、通告を妨げたり、禁止したりしてはならないし、通告する人にはどんな制約も課してはならない（P.C.11166 [f]）。

通告をするとき、通告を法的に義務づけられている人以外は、名前を名乗る必要はない（P.C.11167 [e]）。

通告は守秘され、特定の人や機関にしか開示されない（P.C.11167.5）。

通告義務を持つ人と彼らの下で活動する人たちは、被害者を写真に取り、それを通告書に添付することについて民事上、刑事上の責任は問われない（P.C.11172 [a]）。

#### 8．必要とされている通告を怠った時の責任

必要とされる通告を怠った人は、6ヶ月以内の収監そして/または1000ドル以下の罰金による軽罪として罰せられる（P.C.11172 [e]）。特に、もし子どもの被害者または他の子どもが、通告の怠慢によってさらなる被害を受けた場合、その被害に対して民事上の責任を負う（Landeros vs. Flood [1976] 17C.3d 399）。

#### 9．通告義務のある人を雇用する機関の責任

通告義務のある人として雇用されている人は誰でも、通告法についての知識を持ち、かつその規定に従うという趣旨の、雇用者が作成し、保管する契約書にサインしなければならない。書式の例として付録Cを参照。

虐待が起こっているのを知っていて通告を怠った人は、郡刑務所への6ヶ月以内の収監または1000ドル以下の罰金、またはその両者の罰を受ける（P.C.11172 [e]）。

子ども保護機関によって支援スタッフまたは保安スタッフとして雇われて、公務の一部として子どもを仕事の対象としているわけではなく、子どもを監視せず、また子どもの知識を持っていない商業フィルムと写真印刷の業

者は契約書へのサインは必要とされていない（P.C.11166.5 [a]）。

#### 10．ライセンス要求

子ども虐待を通告することが要請されている人にライセンスを認可する州機関は、ライセンス取得者に、通告の要請と通告怠慢に対する罰則について言及した文書を送付することか、1986年1月1日以降に印刷された認可取得のための全ての申込書や資格証明書に、その情報を印刷するかをしなければならぬ（P.C.11166.5 [b] [c]）。

#### 11．通告者へのフィードバック

調査が完了した後、またはその通告事案に最終的な決定が下された後には、調査機関は通告義務があつて通告した人に調査の結果と機関がとる行動について報告しなければならない（P.C.11170 [b] [2]）。

---

\*\* 子どもの虐待通告法に加えて、メンタルヘルスの専門家はまた65歳以上の人の虐待のケースや（W&IC15610 [a]）また18歳から64歳の自分の権利を守るための身体的精神的制限がある人の虐待ケースの通告をしなくてはならない。（W&IC15616 [b] [1]）それらのケースは郡成人保護サービス機関または地域の法執行機関のどちらかに通告される。（W&IC15630）もしケア施設での虐待発生に疑いがある場合、この問題についての詳細な情報は高齢者のための地域機関、郡福祉局の成人サービスプログラムまたは州認可機関に連絡をとること。